

平成29年 第19回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成29年11月24日（金）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成29年11月24日

東京都教育委員会第19回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第76号議案

平成29年度東京都公立学校長等任用審査について

第77号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分について

2 報 告 事 項

(1) 平成29年度東京都公立学校における「いじめの認知件数及び対応状況把握
のための調査」結果について

(2) 都民の声（教育・文化）について〔平成29年度上半期（4月～9月）〕

(3) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	堤 雅 史
教育監	出 張 吉 訓
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	初 宿 和 夫
地域教育支援部長	安 部 典 子
指導部長	増 渕 達 夫
人事部長	江 藤 巧
福利厚生部長	太 田 誠 一
教育政策担当部長	古 川 浩 二
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	浅 野 直 樹
指導推進担当部長	宇 田 剛
人事企画担当部長	鈴 木 正 一
（書 記） 総務部教育政策課長	曾 根 稔

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成29年第19回定例会を開会いたします。

本日は、読売新聞社外2社からの取材と8名から傍聴の申込みがございました。頭撮りはございません。以上の件について許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、北村委員にお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回10月26日の第17回定例会の議事録については、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第17回定例会の議事録については承認を頂きました。

前回11月9日の第18回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御

覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第76号議案及び第77号議案並びに報告事項（3）につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——
では、ただいまの件については、そのように取り扱わせていただきます。

今回の教育委員会から、印刷物の縮減を図るため、お手元に配布しておりますタブレット端末を用いて実施してまいります。傍聴者及び報道関係者の皆様には、タブレット端末内にある資料と同様の資料を配布しております。

報 告

（1）平成29年度東京都公立学校における「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」結果について

【教育長】 それでは、報告事項（1）平成29年度東京都公立学校における「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」結果について、指導部長、説明をお願いいたします。

【指導部長】 それでは、報告事項（1）平成29年度東京都公立学校における「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」結果について、タブレットを使って、主に調査結果の概要を説明させていただきます。また、調査結果の詳細をまとめた別冊資料をお配りしておりますので、必要に応じて見ていただければと思います。

まず、タブレットの報告資料（1）を御覧ください。

この調査は、去る10月26日に公表されました文部科学省の平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」、いわゆる問題行動等調査の結果とは別に、都教育委員会独自に実施している調査でございます。

「調査の趣旨」を御覧ください。この調査は、都内公立学校のいじめの実態及びその対応状況について総点検を行い、課題を明らかにするとともに取組の改善を図るこ

とを目的として行っています。これは滋賀県大津市での重大案件が報道されました平成24年度から実施しているものでございます。調査に当たりまして、平成26年7月に策定されたいじめ総合対策、その改訂版である平成29年2月に策定された第2次の総合対策に示す取組が各学校でどの程度推進されているか経年比較できるようにするために質問項目を設定しています。

具体的な質問項目でございますが、紙の別冊資料、左側に「調査内容」として1から12までの具体的な質問項目を示しています。

この調査でございますが、いじめ防止対策に関する取組の改善を目的とするということから、例年、調査対象期間を4月1日から6月30日までの3か月としております。

それではまた、報告資料（1）にお戻りください。

まず、調査結果について項目ごとに説明をさせていただきます。

2ページのグラフを御覧ください。3年間のいじめの認知件数の推移でございます。校種ごとに折れ線グラフで示しています。小学校は9,597件と、昨年度と比較して約5.5倍に増加しています。中学校では2,220件、これも昨年度と比較して約2倍に増加しています。高等学校は55件、特別支援学校が12件、小・中学校のような大幅とまでは言いませんが、昨年度と比較すると増加をしています。全校種での合計は1万1,884件、昨年度の約3.9倍に増加しています。

別冊資料も併せて御覧ください。この調査では、いじめと認知まではしてなくても「いじめの疑いがある件数」についても報告を求めています。平成29年度、一番上の欄も含めると1万3,510件、昨年度と比べて約3.3倍に増えています。

この結果でございますが、平成28年度1年間のいじめ認知件数が大幅に増加し、問題行動等調査と傾向としては同様でございます。都教育委員会といたしましては、教職員がいじめの定義を正しく理解し、軽微ないじめも見逃さず、確実に認知することの重要性について、区市町村教育委員会の担当者連絡会ですとか校長連絡会、教員対象の研修会等、あらゆる機会を通して繰り返し周知徹底を図ってまいりました。その際、いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に問題があるという捉え方をせずに、むしろ初期の段階でいじめを確実に認知していけば、いじめの件数が増える

ことは十分にあり得るということを強調してまいりました。少しずつそうした意識が広がっている結果ではないかと考えています。

一方、いじめの認知件数につきまして、区市町村によって大きな差も見られます。このことについては後ほど触れたいと思います。

続きまして、またタブレットの報告資料（１）を御覧ください。３ページのグラフでございますが、どのようなきっかけでいじめを認知したのか、特徴が見られた三つの項目について回答を示しています。別冊資料２ページで詳細を示しております。

いじめを認知したきっかけですが、「アンケート調査により発見」が7,797件と最も多くなっています。特にこの認知件数の増加に伴いまして、アンケート調査により発見した件数が大幅に増加しています。これは、区市町村によっては独自にいじめの早期発見のために定期的にアンケートを実施する機会が増え、その結果、多くの学校で軽微ないじめを含めて子供のいじめの訴えに気付く機会が増えたことによる件数の増加と考えております。引き続き、各学校においてアンケートの意義を踏まえ、その内容等を充実できるよう指導、助言を行ってまいりたいと思っております。

中央のグラフでございますが「学級担任が発見」した件数、右側は「子供からの訴え」により認知した件数を示しています。どちらのグラフにおきましても、小学校で件数が大幅に増加しています。このことは、小学校において学級担任が日頃から児童の言動に注目し、子供からの訴えを聞き取ることができる状況にあるということが分かります。アンケート調査と並行して、教職員が日頃から注意深く児童・生徒の様子を見守り、いじめの把握に努めながら、いつでも児童・生徒の訴えを聞くことができる学校教育相談体制の更なる充実に向けて指導、助言を行ってまいりたいと考えています。

続いて、報告資料（１）４ページのグラフは、認知されたいじめは一体どのようないじめであったのか、その態様を示したものでございます。別冊資料は３ページになります。

報告資料（１）の左のグラフは「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」という件数が増えています。この項目が、小・中・高等学校、いずれも最も多いことは昨年度と同様でございます。小学校では昨年度と比較して約4.8倍の

5,210件、中学校では昨年度と比較して約1.7倍の1,416件となっています。この「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」といった態様は最も軽微ないじめの態様を示すことから、この項目の件数が多いほど、いじめの早期発見が進んでいるのではないかと捉えています。冷やかしやからかい等のいじめにつきましては、子供が互いの人格を尊重し、思いやりの心を持ってほかの人と関わることができるようになるため、人権教育を組織的、計画的に推進してまいりたいと考えています。また、いじめ総合対策の中で、授業等での具体的な実践プログラムを示しておりますので、小学校低学年から積極的に活用することで、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を徹底してまいりたいと考えています。

右側、「パソコンや携帯で誹謗中傷」の件数でございますが、この項目においても小・中学校で大幅な増加が見られます。小学校では昨年度と比較して約4.3倍の70件、中学校では昨年度と比較して約1.7倍の228件となっています。こうしたいじめにつきましては、各学校において児童・生徒の主体的な取組を通して、SNS東京ルールを踏まえた学校ルールの取組が推進され、家庭でのルールが策定できるよう、情報モラルの指導の徹底を図ってまいりたいと思います。また、都教育委員会が作成しましたアプリの普及啓発を図り、いじめやSNSのトラブルに対して適切な対応ができるようにする必要があると考えております。

続きまして、報告資料（1）5ページのグラフ、認知されたいじめについて誰が対応したかについても二つの項目をお示ししております。

左側のグラフは「学級担任」が対応した割合を示しています。小学校、中学校、特別支援学校ではこの項目が最も高くなっています。軽微ないじめについては、まずは学級担任が対応している状況がうかがえるかと思えます。

右側のグラフは「学校いじめ対策委員会」で組織的な対応をした割合を示しております。小学校、中学校、高等学校においては、昨年度より増加しています。

高等学校については、左側の「学級担任」の対応が56.4パーセント、右側の「学校いじめ対策委員会」が69.1パーセントとなっています。高等学校におきましては、「学校いじめ対策委員会」に占める回答が最も高い状況になっています。高等学校では担任の関わりが小学校や中学校と比べて低くなることも背景としてあるのかと思ひ

ますが、いじめについて、「学校いじめ対策委員会」が中心となって組織的な対応が行われるようになってきていると考えることができるかと思います。

特別支援学校については、「学校いじめ対策委員会」の回答が、昨年度の83.3パーセントから16.7パーセントと大幅に減少しています。これは特別支援学校で認知した総件数が12件と母数が少ないこと、左側「学級担任」は100パーセントになっていますことから考えると、認知したいじめが学級担任の個別対応で収まっていて、「学校いじめ対策委員会」へはこの対応後に報告したと考えられると分析しています。

認知されたいじめについて、学級担任が一人で抱え込むことのないよう、「学校いじめ対策委員会」が、校長の方針を踏まえ、役割分担するなど、複数の教員が組織的に対応する体制を常に整えられるよう、いじめ総合対策【第2次】に基づく具体的な取組の徹底を図ってまいりたいと考えています。

次に、報告資料（1）6ページ、認知したいじめについて学校がスクールカウンセラーと連携して対応した状況についてでございます。二つのグラフにおいて、いずれの校種においても昨年度よりスクールカウンセラーが対応した件数と、対応した件数のうち効果が見られたと回答した件数が増えています。

もう一方で、別冊資料5ページを御覧ください。真ん中に「6 認知したいじめについて学校がスクールカウンセラーと連携して対応した状況」で示していますように、効果が見られた割合が年々減少している状況が分かるかと思います。これは認知件数が大幅に増加したこと、学級担任が対応できる軽微ないじめの認知件数が増えたことと関係しているのではないかと考えています。こういった割合は減っていますが、スクールカウンセラーはいじめ防止対策には極めて重要な役割を示しています。スクールカウンセラーの助言によって効果的な指導につながった事例はたくさんございますので、こうした事例を広く周知し、教員とスクールカウンセラーとの連携の一層の強化を図ってまいりたいと考えています。

続きまして、報告資料（1）7ページ、「学校いじめ対策委員会」の取組状況でございます。質問した項目の中から2点お示ししたいと思います。左側のグラフですが、「学校いじめ対策委員会」の構成員としてスクールカウンセラーの役割を明確にして、「スクールカウンセラーからの情報を共有」している学校の割合を示していま

す。右側のグラフは、「学校いじめ対策委員会」がいじめの未然防止や早期発見の取組について「年間計画を策定し、全教職員に周知」している学校の割合を示しています。

今回の調査では、この二つの項目も含めて100パーセントの回答となった項目はなくて、いじめの防止等の取組が計画的に実施できていない学校があるということがうかがわれます。この項目の回答は100パーセントであるべきであり、平成27年度には100パーセントでございました。改めて各学校の実態を詳細に把握するとともに、「学校いじめ対策委員会」の役割を明確にして、自校の実態を踏まえたいじめ防止等のための年間計画を策定するよう繰り返し指導していく必要があると考えております。

続きまして、報告資料（1）8ページ、いじめへの対応について学級担任等が一人で抱え込むことのないようにするための取組ということで、各教員等が把握したいじめに関する情報を全教職員が共有するための工夫についての質問でございます。左側のグラフは「全教職員で共通実践を徹底」していると回答した学校の割合、右側のグラフは「パソコンの共有フォルダに保存など情報共有」ができていると回答した学校の割合を示しています。

全教職員で共通実践を徹底していると回答した学校の割合は、全校種において昨年度とほぼ同じような水準かと思っています。パソコンの共有フォルダに保存されるなど情報共有の割合も、全校種で増加している傾向にあると考えています。パソコンなどを活用して教職員全体で情報共有するといった取組は推進していると考えています。こちらは情報管理の課題等もあるかと思いますので、学校がどのような課題を抱えているのかを把握しつつ、引き続き、「学校いじめ対策委員会」が定めた共通の様式に従って、いじめの対応経過等の記録を残し、全教職員でいじめの対応における情報の共有化の徹底を図ってまいりたいと考えています。

報告資料（1）9ページ、いじめへの対応について学級担任等が一人で抱え込むことのないようにするための取組で、いじめの未然防止や早期発見に向けた学校全体で工夫した取組は何かについての2点を示したものです。左側は、教育課程の指導の重点等にいじめの未然防止や早期発見のための取組を全教職員で行うことを明記してい

る学校の割合を示しています。こちらは小・中学校で昨年度より若干減少しています。右側は、学校評価の評価項目に、いじめの問題の適切な対応に関する内容が設定されているかどうかということです。学校評価の評価項目に設定している学校の割合は、特別支援学校を除いて全ての校種で増加していますが、学校評価に位置付けていない学校があることも分かります。教育課程に明記していない学校ですとか、学校評価の評価項目に設定していないなどの学校は、どのような取組を具体的にしているのか、区市町村教育委員会と連携しながら確認をして、組織的、計画的な取組ができるよう指導してまいりたいと考えています。

次に、別冊資料の最終ページを御覧ください。縦になります。都教育委員会は毎年度区市町村別のいじめの認知件数等を公表しています。これは学校規模等で様々異なりますので、網掛けの形で認知件数を、学校数、月数で割った1校当たり1か月の認知件数の形で比較できるように示しています。

これを御覧いただくと、区市町村によって非常に大きな差が見られています。最初、提出を受けた時にとっても大きな差があったものですから、私どもは一旦提出を受けた後に、再度、全ての区市町村教育委員会に確認のため1回戻しをしました。その上での結果がこの資料でございます。学校や区市町村によって、いじめの認知の基準、つまりいじめの定義の理解が異なっているのではないかということがうかがわれます。区市町村や学校ごとに認知に向けた取組状況を丁寧に把握し、徹底できている区市町村の事例を紹介するなどにより、いじめの認知の水準について共通理解を図っていく必要があると考えております。

それでは、私からは最後になりますが、報告資料（1）10ページにお戻りいただければと思います。調査結果から得られた状況をもとに総括した今後の対応でございます。都教育委員会といたしましては、今後、この調査の結果や総括、いじめ総合対策【第2次】の内容を踏まえ、各学校におけるいじめ防止の対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、第1に、いじめを認知しなければいじめの解決はできません。いじめを見逃してしまうことにより重大な事態につながる事例が報道されています。いじめの認知件数が多いことをもって課題とするのではなく、軽微ないじめも確実に認知し

ているという認識を学校、保護者、地域、関係機関等に繰り返し周知してまいりたいと考えています。

第2に、スクールカウンセラーの助言を得ながら、教職員がいつでも相談に応じる体制を整備するなど、学校の相談体制の一層の充実を図ってまいりたいと考えています。

第3に、道徳の時間の指導などを通して、いじめの未然防止や解決に向けて児童・生徒が主体的に行動できるようにするための実践力を育成してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

【遠藤委員】 我々もこの事実を頭に置いていろいろと考えていかなければいけないということですが、気になったのは御説明の最後のところです。足立区の個別の数字を見ると、余りにも他の区と違い過ぎる。では、足立区の前年あるいは前々年の数字も今年と同じ傾向なのかというと、今年だけが突出しているのです。余りにも異常な数字ですね。これはこれとして、足立区も含んだトータルのトレンドとしてこういう傾向だというのはいいですけれども、足立区を除いたデータあるいはグラフ、そうしたものも作っておく必要があるのではないかと。全体のトレンドを見る上で、余りにもトレンドから乖離している場合、その乖離しているものを除いた場合にはどうなのか。もちろん事実としてこういうものが足立区に存在しているわけですから除くことはいけないのですけれども、大きな流れを見る時に、我々が全体の流れを正しく理解するために、トレンドから大きく乖離したものを除いたベース、全体ベース、両方を見比べながら傾向値を判断することも必要なのではないかと。

このように大きく他の区と違うのは、御説明のように、いじめに対する定義の仕方、調査の仕方が他の区と違うのか。あるいは、足立区が他の区に比べて非常に丁寧にヒアリング等を行った結果がこうだとすると、逆に他の区がおかしいのではないかとということになってくるのかもしれない。この足立区と他の区との乖離は、今後いじめの調査を精緻化し、事実を正確に我々が把握するためにも、よりきめ細かなフォロ

ーアップが必要なのではないかと感じましたが、いかがでしょうか。

【指導部長】 まず、全体的な傾向としまして、先般の問題行動調査は全国的にも認知件数が増えているということがあります。それから、今御覧いただいている別冊資料の最後の一番下に総計がありますが、網掛けの「1.80」が今年の全体の平均です。その右側の「0.42」は昨年度、その右側の「0.61」が平成27年度です。そういったところから見ると、全体的に昨年度と比べてかなり上がっています。

それから、遠藤委員御指摘のように、足立区は後で個別に説明をいたしますけれども、昨年度は「0.33」、その前年度は「0.83」、今年度が「15.48」になっています。同じようなところは、一番左側に番号を打ってありますが、51番の日の出町も、今年度は「22.78」、その前年度は「0.67」、その前年度は「0.11」となっています。このような傾向のところはほかにも幾つかあって、全体的にやはり昨年度に比べると数値が上がっているということが大きな傾向だと思います。これは、先ほど申し上げた様々な周知をした結果だと思っています。

では、例えば足立区を例にとった時に、どのようなやり方をとっているのかについては個別にきちんと把握し、全体に周知した上で、それぞれの自治体がどうなのかということを改めて確認してもらう必要があると思っています。

【指導企画課長】 足立区につきましては、今後、我々指導主事も訪問させていただいて、具体的に調査の状況を把握したいと思っております。なお、今回の調査につきましては、6月段階での調査でございます。この調査の途中経過を今後区市町村の各担当にも確認いたしまして、3月末の最終的な集計が国の問題行動調査としての最終版になりますので、現状を各区市町村で把握していただきながら、これまでの調査の手法等をもう一度見直していただくきっかけにしたいと考えております。

【指導部長】 もう少し補足すると、足立区は毎月きちんと調査をしている。そして、その調査結果を区教育委員会が実際学校に行き確認しているということも聞いています。そういった取組も非常に参考になると思いますので、全体のところで共有できればと考えています。

【遠藤委員】 だとすると、非常に結構なことだと思うのです。ですから、逆に言えば、足立区のきめ細かな対応がほかの区市区町村にも広がる。それが全体としてい

じめを減らすことにつながってくる。足立区の取組が非常にまじめにきめ細かくやった結果、こういう認知件数になってくるのだとすると、それが全体に広がる。きめ細かくやるとこういうことになるというのが一つの事実だと思いますので、ヒアリング等をよくやっていただければと思います。お願いします。

【北村委員】 今のいじめの件数ということで、質問というよりは確認に近いのかもしれないですけども、2点あります。

1点目が、先生たちが今までの認識を変えて、より軽微なものからきちんといじめとして認識していくことが学校全体で周知徹底されてきていることが、この数字でよく分かると思うのです。その際に、基本的にいじめとは本人がいじめられたと感じた時点で発生しているわけであって、ただ、いじめが起こったから、それがすぐ処罰されるものだとかというのはまた別の判断のプロセスになるわけですが、そこを子供たちもきちんと理解をしていて、自分の気持ちとして、もしいじめられたのであれば、それは正直に話していいということが多分徹底されているから、こういう数字になって表れてきているのかとも思います。

その認識は、先生も含めた周りの人たち、大人も含めて、子供たち自身も、いじめられたというふう感じたことをまず大事に認める。そのことについてきちんと伝える。では、それをどう対応するかというのは、そこからまた一緒に考える。いじめの対応は、一連のプロセスの中でのことだと思うのですけれども、その一番根本的なところで、子供自身が傷ついたら正直に話していいということをきちんとできるようになっている。学校の中でそういう環境をきちんと担保しておくことがすごく大事かと思いますが、こういう調査をする時に、そういう話は子供たちにはどのように伝わっているのか、質問というか、確認をさせていただきたいということが1点目です。

2点目は、これはコメントに近いのですけれども、中学校以降、中学、高校でインターネットやSNSが増えています。裏サイト等のいじめが恐らくいろいろあるのだと思うのですけれども、学校がそれに対応できるかという、学校だけではなかなか対応できない部分がこのインターネットやSNSに関しては非常に大きくなっているのかと思います。そういった場合に区市町村あるいは東京都として、学校単位でこういったものを小まめに調べましようといってもなかなか難しさがあると思うのです。

が、どういふサポートを考えられたりしているのかお伺いしたいと思ひます。

【指導部長】 まず1点目ですけれども、子供たちにいじめについて、自分が被害を受けたら正直に話をするですとか、友達のを見たらきちんと言うというようなことを様々な場面で指導しています。ですから、この調査でも子供たちの訴えも数が伸びていますけれども、そういった指導をしながら調査をしています。

2点目、インターネットについてですけれども、学校だけではとても対応できないところはあります。ですので、一つは、ネット監視はかなり前からやっていて、そこに挙げられたものについては業者が監視していて、報告を頂けるようになっています。ただ、SNSで特に閉ざされた中の場合にはなかなか分かりませんので、1点目の御質問のお答とも重複しますけれども、子供たち自身の中で、ちょっとこれは良くないんじゃないのということを訴える、そういったことを指導するですとか、「SNS東京ルール」といった中で指導をしているのが現状でございます。

【北村委員】 2点目について、おっしゃっていただいたように、確かに子供たち自身が相互にそのことについて理解して、お互いに共有していくことがやはり大事なのかと思ひます。今の時代、携帯電話、スマートフォンを持つなということとはできないと思ひますので、その前提で考えると、そういったことを子供たちの中で、自分たちで考えていく、そういう教育の在り方が必要なのかということをごすごく思ひました。そういったことを是非、今後東京都として進めていっていただきたいと感じております。

【宮崎委員】 ぱっと数字だけを見ると、去年と今年で倍に増えているとか、全体は3.9倍とか5.5倍とかという数字を聞くと、非常に心が寒くなる感じがするのですが、これは件数そのものが増えたのではなくて、認知の精度が上がったという分析だったと伺いました。逆に言うと、それまでは見逃されて見過ごされていたのかということに、更に心が寒くなったりするところではあるのですが、ただ、遅きに失しないように、今とはいっても、これからもっと精度を上げるのはとても大事なことなので、是非この調子でやっていただきたいと思ひます。

そのところで一つ私が一番知りたいのは、今まで横ばいだったものが、いきなり今年、認知件数が倍に増えた。軽微なものまで含めるとかいろいろな施策はとったと

しても、いきなりこんなに認知件数が増えるのは、何かよほど効果的な手法を使ったのではないかという感じがいたしまして、何が効果を上げたか。本当に効果的なら、それをずっと続けていただきたい。

それから、スクールカウンセラーとの共同での対処については、100パーセントだったものが少しずつ下がってきてしまっていますね。ということは、喉元過ぎればというような、当初のモチベーションをずっと保ち続けるのが難しいような場面もあるのかもしれない。そうすると、去年から今年、認知件数が急に増えたのが、そのまま保ち続けていただけるのかどうかというようなことにもつながってくるのかと非常に危惧しているところではあります。

それと、今までお話に出ていた区市町村別の足立区が50倍に増えたり、福生市も40倍ぐらいですか。日の出町は一昨年と比べると200倍です。いきなり、今まで横ばいだったものが急にこんなに認知件数が増えるというのは、何が効果を上げたのか。それが本当に効果的なら続けていただきたい。そこのところを教えてくださいませんか。

【指導部長】 今までいじめを巡って大変不幸な出来事がありました。それが起きるといじめの認知件数は大きく増えています。ところが、経年でどんどん減って行って、また不幸な出来事があって増えてということが繰り返されました。平成24年の大津市の件ですとか、東京都も品川区でございました。その時また大きく増えましたが、それがまた年々減っている状況がございました。

いじめ総合対策を策定していながら減ってきているということに、昨年度、私どもは大変危機感を覚えました。この状況が続いたら、法律ができたり、条例ができたり、総合対策を策定したにもかかわらず、同じことが繰り返される。そこで、文科省も相当動きましたが、私どもも、先ほど申し上げたようにあらゆる場で、都は、認知ができなければ解決できるはずがないので、認知していることが多いことは悪いことでも何でもない、とにかく絶対あるはずだということを徹底してきました。これはずっと継続していかなければならないと思っています。

今年こういう結果になりましたが、来年これがまた同じような傾向になっていった時、要するにどんどん下がっていくというのは、良い傾向ではないだろうと思っています。ただ、認知をして、その後がどうなのかということが問われると思いますの

で、認知した後、確実にフォローし、きちんと解決に向かっていく、そういった組織的な指導力をつけさせていく必要はあるとも考えています。

【宮崎委員】 そうすると、現場での意識改革が着実に進んだという理解でよろしいのですか。

【指導部長】 現状、私どもはそう考えています。

【宮崎委員】 ありがとうございます。

【山口委員】 やはり今言われたように、認知することができなければ解決ができないというのは、本当にもっともだと思います。この傾向は傾向として見守っていき、それについてどのようにしていくか常に検討していくことが必要なのかと思うのですが、1点気になるというか、私の個人的な意見かもしれないです。冷やかし、からかいの軽微なところを、特に小学生は、前にも私は発言させていただいたのですが、いじめと捉えるかどうかの線引きが教育上非常に難しくなってくると思うのです。

そうすると、人間関係が希薄になるというか、コミュニケーション、お互いの信頼関係があればあるほど、特に家族、兄弟といったら、多分こういった冷やかし、からかいといったことは日常ありますよね。でも、それを親がいじめというふうに言うかという、多分違うと思うのです。わかりませんが、地域によっても、下町であるとか、昔の人情が残っているところほど、実はそういった外から見たら軽微ないじめととられるようなことが起こり得るのかなと思っていて、そこを学校現場がどう捉えて、一概に駄目だということではなくて、先ほど北村委員が言われたように、それを受けた側がどう感じるかなのだと思うのです。ですから、そこら辺の人間関係まで入り込んでいかなければいけないので、この対策は私は非常に難しいと思っています。

一方で、やはり対策をすればするほど耐性というのですか、耐える力であったり乗り越える力であったり、こちらが親身になって対応することは大事なことです。でも、それをすればするほど守られますので、今度は自立した時に、ひとり立ちした時に、その耐性ができていない子供たちが育っていくというこの両面があるのだということをお私たちは持ちながらですね。だからこそ先生方の、スクールカウンセラーも含

めた親身な対応がますます必要になってくるので、その辺りをやはり頭の中に入れておいて、この数字を見ていかないと。やっているのだ、だから大丈夫なのだ、どんなものでも洗い出すのだという姿勢が、本当に私たちは良い方向に向かっているのかという危惧を持ちながら、教育の結果が出るのは10年、20年後ですから、この子たちが大人になった時にいい結果が出るように、私たちは、何かやっていかなければいけないと思いましたので、是非更に検討していただければと思います。

【指導部長】 ありがとうございます。山口委員からも前に御指摘を頂いていますけれども、子供たちの成長過程の中で様々な人間関係のトラブルがあって、そういった意味で、いじめはどのクラスでも、どの学校でもあるでしょうということがあるのだと思うのです。それと同時に、何でもかんでもいじめとして拾い上げて、撲滅していくといいですか、抑え込むというのも、あるべきではないだろうと思っています。ですので、あくまでも、いろいろな成長過程の中である課題を乗り越えて、自分でたくましく生きていけるような耐性の育成も含めて、バランスよくという言い方が適切かどうか分かりませんが、そういったことは続けていく必要があると思っています。是非そういった観点も指導していきたいと思っています。

【秋山委員】 質問が一つあります。3ページに、いじめの主な端緒別件数で、アンケート調査によって発見された人と、学級担任が発見した場合と、子供からの訴えで発見された場合とあって、この学級担任と子供からの訴えが増えてきたというのは、私はこれは大変良いことだと思っています。アンケート調査で発見されたものと、学級担任、子供からの訴えは、恐らく質的に何か違うのではないかという気がしています。ですから、この学級担任、子供からの訴えという中身をもう一度調査していただいて、どのように対応したのかとか、この二つが私はとても大事なかなと思っています。

【指導企画課長】 今おっしゃられたとおり、やはり質が違うと我々も捉えております。アンケートにつきましては包括的に一つの学校の組織的に見るものでございます。一方で、学級担任であるとか子供たちは、担任との信頼関係等を踏まえた上で分かっているものだと捉えております。そういう意味では、今御指摘いただきましたように、学級担任と、また子供たちというものについては、学級内の雰囲気づくりとい

ったところをもう一度我々も確認しながら、こちらの数字が上がっていくのが本来の形だと思っておりますので、その方向で今後も施策を進めていきたいと考えております。

【秋山委員】 よろしくお願ひします。

【指導部長】 アンケートは、今、年3回以上必ずやるようにと言っていますけれども、やはりそれは、ある時期になります。それから、学級担任はずっと一緒にいるわけですから、やはり学級担任の発見、それから子供が自ら訴えられる。先ほど北村委員からもありましたけれども、子供の課題意識を育てていって、自主的に取り組めるようにする、こういったことが次に大きな課題なのかと思っておりますので、そういうところについては取り組んでいきたいと思ひます。

【宮崎委員】 今のことに関連してですけれども、「子供からの訴え」は全体の件数でいくと1,474件、「学級担任が発見」は1,061件、その差の400件ぐらひは、子供は訴えているけれども学級担任は発見していなかったという部分ですよね。私は、ここがとても大事だと思ひます。ですから、押しなべて全体の件数を平均的に対応するのではなくて、やはり重点的に見ていくポイントをデータからよく読み取っていただければいいのではないかと思ひますので、是非よろしくお願ひします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【指導企画課長】 宮崎委員からの御質問の内容について御説明させていただきます。

【教育長】 事務局、どうぞ。

【指導企画課長】 都として、今回の調査については、回答を一つだけ答えるという形をしておりますので、子供からの部分と担任からの部分というのは一致しているものではございません。それぞれ最初のきっかけがどちらだったかということでありますので、その差がそのまま実際のずれということでは認識はしておりません。

【宮崎委員】 それは分かっておりますが、申し上げたかったのは、軽微なものから深刻なものまでいろいろあると思ひますけれども、データを平均値で読むのではなくて個別に、深刻なものとかそういうものをきちんと読み分ける努力をこの総合的な数字の中から拾い上げていただきたいということをお願いした次第です。

【教育長】 よろしいでしょうか。

それでは、本件につきまして報告として承りました。

(2) 都民の声（教育・文化）について[平成29年度上半期（4月～9月）]

【教育長】 次に、報告事項（2）都民の声（教育・文化）について[平成29年度上半期（4月～9月）]の説明を総務部長からお願いします。

【総務部長】 それでは、報告資料（2）を御覧ください。教育庁、都立学校など各教育機関で実施しております施策、事業に対しまして、都民の方々からいただいた御意見等を現在毎月ホームページで公表しておりますが、半期ごとに2回この教育委員会定例会でも御報告させていただいております。今回は平成29年度上半期、4月から9月までについて取りまとめたものを御説明いたします。

まず、都民の声についてでございます。この都民の声は、受付窓口は都庁第一庁舎の3階にございます全庁的な都民の声総合窓口を始め、教育庁にも局の広聴窓口を設けております。また、本庁の各部署、出先事業所にも直接苦情、御意見等を寄せられます。受付方法については、封書、はがき、電話、ファクス、電子メール、窓口への直接来訪など、様々でございます。お寄せいただいたものは、各関連部署で情報共有いたしますとともに、担当部署で必要な対応を行いまして、その結果についても集約をしております。

上半期の受付件数でございますけれども、上段のグラフにございますように、1,826件と前年度の上半期より若干増えている状況でございます。下段の表にございますように、苦情が全体の7割を占めております。

次の2ページは、お寄せいただいた声を分野別に分類したものでございます。教職員に関するものが最多の452件、全体の4分の1を占めております。次いで生徒指導、学校運営等々となっております。

その次の3ページから5ページにかけましてが、多数を占めたテーマ・特徴的なテーマの件数及び事例を御紹介しております。

まず、227件ございました体罰等を除いた「教職員の服務・接遇等に関するもの」

の事例といたしまして、都立高校の教員が、SNSに同僚の教員と思われる特定の個人を批判する投稿をしているため、やめるよう指導してほしいとの苦情が寄せられたということでございます。この苦情を受けまして、この申出にあります内容の投稿を校長が確認いたしまして、確かにあるということで当該教員を厳しく指導した上で、その場でSNSを閉鎖させたという対応をいたしました。

その下は199件ございました「生徒指導・行事・部活動等に関するもの」の事例といたしまして、都立高校の生徒の自転車マナーが悪く、歩道を走行しているため、歩行者の迷惑であり、また、スピードを出しているのが危険である、指導してほしいという苦情が寄せられました。この高校では、これまでも毎朝3名程度の教員を校門に配置し、自転車で登校してくる生徒に対して徐行するよう注意喚起を行ってまいりました。また、生徒に対し注意を促す看板も設置しておりました。このたびの苦情を受けまして、指導する教員の数を増やし、また、校門付近だけではなく危険が予測される校門から少し離れた場所での指導について、範囲を拡大したところがございます。また、自転車交通ルールの遵守とマナー向上に関するポスターも作成して教室に掲示するといった対応をいたしました。

その次は193件ございました「学校の管理・運営に関するもの」の事例でございます。

1件目として、保護者の方から、何度か学校に行っているが、いつ行ってもトイレの洗面所の液体石けんが切れているので、補充の徹底を求める旨の御意見が寄せられました。当該校では、トイレの清掃を業務委託しておりますが、この御意見を受けまして、副校長から委託業者に対し、液体石けんの補充を確実に行うよう指示いたしました。

2件目でございますが、都立高校の近隣住民から、夜間に屋外プールの使用をする際に発生するスピーカーからの音、また、笛の音がうるさくて子供が寝られず困っている。プールの使用をもう少し早い時間にできないか検討してほしいとの苦情が寄せられました。この学校は、昼夜間定時制課程でございまして、夜間にも水泳の授業があるため、従来から、生徒の安全確保など必要不可欠な場合を除いて、拡声器を使用しないよう、大きな音を出さないように配慮しておりました。また、こうした学校の

取組については町内会を通じて地域住民の方々にお知らせをさせていただいておりますけれども、今回の苦情を受けまして、今後とも必要以上の音を出さないよう一層の配慮をしていくことといたしました。

その次は146件ございました「教職員による児童・生徒への体罰、不適切な指導等」の事例でございます。都立学校の教員が学期末考査の際に自分の担任するクラスの生徒に対し、100点を取ったらごちそうすると話し、実際に100点を取った生徒に焼肉をごちそうしたと聞いた。また、こうした指導を自分のクラスの生徒のみに行っているため、他のクラスの生徒は不公平感を持っているので改善してほしいという苦情が寄せられました。この苦情を受けまして、当該校の管理職が当該教員に厳重注意を行い、このような生徒指導を二度と行わないよう指導するとともに、この学校の全教員に対しまして指導方法について改めて注意喚起するという対応をいたしました。

その次は140件ございました「図書館の管理・運営に関するもの」の事例です。

1件目といたしまして、都立図書館複写郵送サービスにホームページを通じて申込み、その後、郵送されてきた書類でPay-easy（ペイジー）という代金決済サービスが利用できることを知った。こうした情報はホームページであらかじめ掲載しておくべきであるという御意見を頂きました。この御意見を踏まえ、速やかにホームページに当該情報を掲載いたしました。

2件目でございますが、都立多摩図書館の北側通路の街路灯が早朝や深夜に消灯すると聞いた方から、この通路は隣接する公園にも通じていて、早朝などに散歩する方などもいることから、安全のために早朝や深夜にも点灯してほしいと御要望をいただきました。多摩図書館では、敷地内の樹木を夜の9時半までライトアップしていることと、歩行者の安全確保のために当該通路に設置した保安灯を、4月から9月までは夕方6時から翌朝5時まで、10月から3月までは夕方5時から翌朝5時半まで点灯している旨を御要望いただいた方に御説明し、納得していただきました。なお、今回の御要望を踏まえまして、この11月からは点灯時間を翌朝6時まで延長するという対応をいたしました。

その下でございます。都立高校にお子さんが通っている保護者の方から、先生が勉強や進路のことを真剣に聞いてくれるなど適切に対応してくれるため、安心して子供

を任せられますという感謝の声も頂いております。

次の6ページは請願でございます。請願は、東京都教育委員会請願処理規則等に基づき提出されるもので、この規則上、検討結果を請願者に通知するよう定められております。上半期の件数は8件で、分野別に見ますと、生徒指導に関するものが4件、学校運営に関するものが2件、教職員に関するものとそのほかがそれぞれ1件となっております。

事例といたしまして、7ページでございます。都立雪谷高校定時制の募集継続を求める請願がございました。請願者に対して通知した検討結果を載せております。

次の8ページでございますけれども、小学校道徳教科書採択に関する請願について、請願事項4項目と請願者に通知した検討結果を載せてございます。

次の9ページ、陳情等、団体から寄せられた要請、要望でございます。上半期は58件で、分野別に見ますと、学校運営に関するものが32件、教職員に関するものが19件などとなっております。

事例といたしまして、10ページに特別支援教育の充実を求める要請や、国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分に関して処分の撤回や服務事故再発防止研修の中止を求める要請がございました。

次の11ページは公益通報制度でございます。

上段に教育庁等窓口とありますのは、公益通報者保護法で必置とされているものでございまして、教育委員会の事務局内部に窓口を設けて、東京都の教員が実名で通報するための窓口でございます。

下段の弁護士窓口につきましては、コンプライアンスに対する意識をより一層高める観点から、より多くの御意見が寄せられるよう平成25年4月から受付を開始したもので、教育庁等窓口では対応できない匿名での通報、区市町村の教員に対する通報なども対象としております。開始当初は教員や児童・生徒、またその保護者からの通報を対象としておりましたけれども、この4月からは、それ以外の一般都民からの通報も対象といたしました。弁護士窓口への通報につきましては、担当弁護士に寄せられた通報内容を弁護士から私どもにお伝えいただきまして、私どもで必要な調査を行い、その結果を弁護士にお返しし、弁護士から調査結果を通報者に回答するという流

れで処理しております。

上半期の件数でございますが、弁護士窓口のみの10件でございます。制度の性質上、具体的な通報内容をお示しすることは差し控えさせていただきますけれども、児童・生徒への不適切な指導に関するもの、セクハラに関するもの、収賄の疑いに関するもの、会計処理に関するもの、個人情報の取扱いに関するものなどがございます。

通報要件を満たしまして、調査を行うことを決定して、受理したものについての処理状況でございます。平成28年度に受理した28件につきましては、現在までに調査を終了した事案が14件、調査中の事案が14件となっております。また、平成29年度に受理した10件につきましては、調査終了した事案が2件、調査中の事案が8件となっております。

今後とも、都民の声に真摯に耳を傾け、施策や行政サービスの質の向上に努めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御意見・御質問ございましたらお願いいたします。

【宮崎委員】 1点だけ、3ページの上のSNSの例です。先ほどのいじめの認知件数が上がって現場の意識改革が進んでいるという非常に良い分析があった直後にこのようなお話を聞くととてもがっかりするのですが、意識改革が進んでいる部分もあるけれども、まだまだ十分ではない部分もあるという証左ではないかと思うのです。ですから、一人一人がきちんと自分の自覚を持てるように、一層御指導いただけますように。このSNSで同僚を批判するなどというのは、同じことをやっているわけですから、こういうことはきちんと御指導いただければと思います。

【総務部長】 児童・生徒に対してのルールを教育するだけではなくて、教職員の間でもそういったルールを守ることが大事でございます。今年の5月にこの教育委員会定例会でもやはり御意見を頂きまして作りました教職員の服務に関するガイドラインの中にも「SNS等のソーシャルメディアを使用して、不適切な内容や個人情報等の書き込み等を行わないこと」と書いてございます。このガイドラインを各教員がしっかり読んで、これからもこういったことがないようにしていくことが大事だと思ひ

ます。

【宮崎委員】 はい、お願いします。

【北村委員】 先ほどの定時制高校の水泳の授業ですけれども、小さなお子さんが寝る時間とかぶってしまうということだと思うのですが、例えば水泳の授業は常に1時間目にするとかというのはやはり少し難しいのかなと。どういう現状なのか。先ほどのお話だけですと、結局時間を変えることは難しそうなので、拡声器等はなるべく使わないということに対応せざるを得ないようですが、その他のことはやはり難しいのかどうかということがちょっと疑問でした。

多分このケースとは関係ないと思うのですが、このケースはあくまでお子さんの就寝時間に妨げになるということですが、昨今、例えば近所に保育所や幼稚園をつくったり学校をつくると、そこに対して不満、苦情があつてなかなか難しいというお話があります。やはり近隣の住民の方々が学校に対して信頼を寄せたり、サポート、理解を得ることで、学校がコミュニティーの中の非常に大事な場所として確立されていけば本来なかなか出ないような苦情が、近年少し増えたりしているのかなと思います。これは学校だけの問題だとは僕は思いません。もちろん住民の方々、学校それぞれにいろいろな課題があると思うのですが、やはりコミュニティーの中の一つの大事な場所として学校がきちんと位置付けられていくことが必要なのかなということで、これはあくまでコメントということです。

2点目ですが、陳情に関して、僕がまだ十分理解をしていない部分があるのかもしれないですけれども。陳情に対して、今出てきたものに対してすぐに全部対応していくことは難しいのだと思うのですが、ほかについては、少しこういう通知をしましたとか、こういう対応をしましたというものがあるかと思えます。今こういう事例が出てきましたということで、例えば、重度・重複学級の設置であるとか等々、今後の委員会の課題になっていくのかもしれないですけれども、対応をしたものが何かあるのか、あるいはまだそういうものはないのか。陳情というのでリストだけ出てきたものですので、こういうものについてはどのように対応されたのか、あるいはされていくのかということをちょっと御説明いただきたいと思ひまして、お願いいたします。

【総務部長】 まず、1点目でございます。御紹介した事例の昼夜間定時制につい

では、3部制になっておりまして、夜間の部の授業の時間帯が17時25分から21時までとなっています。この中で教育課程を組んでということになりますので、場合によっては周辺のお子さんが寝る時間帯にプールの授業が重なってしまうことはやむを得ない状況なのかと思っています。そういうこともありまして、御説明させていただきましたが、学校で大きな音をできるだけ出さないような配慮を日頃からやっているとごさいます。また、そういった配慮を行っていることについて、地元の町会等を通じて近隣の皆様方にも周知させていただいておりますが、どうしてもこういった苦情が出てきてしまうということでごさいますので、引き続き一層の配慮をしていくということです。

北村委員おっしゃられるように、学校は地域の中にごさいますので、今も開かれた学校づくりということで、学校に様々な地域の方の御協力を頂いたり、学校から教職員や生徒の皆さん方が地域に出て様々な活動をする形をとらせていただいで、地域の御理解をいろいろ頂きながら学校運営していくことをやっておりますけれども、今後ともそれは一層進めていくべきだと思っております。

それから、陳情等でごさいますけれども、請願と違いまして、規則に定められて必ず通知を出すようにということにはなっておりませんが、陳情のうち回答が求められているものについては、文書で回答したり、陳情者と直接お会いして回答させていただくことを個別にやっております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件につきまして報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

12月14日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いいたします。

【教育政策課長】 次回の教育委員会定例会は、12月の第2木曜日であります12月

14日午前10時から、ここ教育委員会室において開催を予定しております。

以上です。

【教育長】 次回は12月14日ということでございます。

日程以外の発言

【教育長】 日程以外のことも含めて、この際、何かございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前11時10分)